

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人令和会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事の報酬)

第3条 理事の報酬は、無報酬とする。

2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、職員の給与規程を準用する。

## (評議員の報酬)

第4条 評議員の報酬は、無報酬とする。

## (監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会へ出席したときの報酬は無報酬とする。

2 決算監査時に主として計算書類の監査に従事した監事の報酬は、別表のとおりとする。

3 決算監査時に主として事業報告の監査に従事した監事の報酬は、別表のとおりとする。

4 決算監査時に前2項の区分が困難なときの報酬は、別表のとおりとする。

5 決算監査時の支給基準については、別記のとおりとする。

## (費用弁償)

第6条 法人は、役員及び評議員が会議その他の職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とし、自家用車等を利用した場合の交通費は、「通勤手当支給規程」に準じて算出する。

ただし、会議その他の職務を行う場所と役員及び評議員の自宅が同一市町村の場合は、弁償しないものとする。

3 法人の職員を兼務し、通勤手当が支給されている役員が、当施設で開催される理事会及び評議員会に出席した際の交通費については、費用弁償を行わないものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

付則 この規程は、令和6年3月31日より施行する。

別表

理事の報酬

理事会及び評議員会へ出席したときの報酬	無報酬
上記の他、法人・施設業務のため出勤したときの報酬	無報酬

監事の報酬

理事会及び評議員会へ出席したときの報酬	無報酬
決算監査時に主として計算書類の監査に従事したときの報酬	55,000円
決算監査時に主として事業報告の監査に従事したときの報酬	27,000円
決算監査時に前2項の区分が困難なときの報酬	41,000円
上記の他、法人・施設業務のため出勤したときの報酬	無報酬

※報酬は、源泉所得税徴収後の金額とする

評議員の報酬

理事会及び評議員会へ出席したときの報酬	無報酬
上記の他、法人・施設業務のため出勤したときの報酬	無報酬

別記 監事の報酬支給基準

厚生労働省「令和5年度賃金構造基本統計調査」より（抜粋）

区分	企業規模 10人以上				
	現金給与額/月	賞与他/月	合計/月	実労働時間数 /月	時給換算
公認会計士・税理士	506.4千円	115.8千円	622.2千円	179時間	3,476円

	監査時間数	時給換算	積算額		報酬
計算書類の監査	16時間（2日）	3,476円	55,616円	≒	55,000円
事業報告の監査	8時間（1日）	3,476円	27,808円	≒	27,000円
区分困難な時	12時間	3,476円	41,712円	≒	41,000円

※現在の監事2名は、両名とも税理士であり、厚生労働省の「令和5年度賃金構造基本統計調査」より、公認会計士・税理士の平均給与、賞与等を時給換算し算出した。

※計算書類の監査は16時間程度（2日）、事業報告の監査は8時間程度（1日）の時間を要することが想定されることから、本基準とした。

※監事が税理士以外の者になった場合は、評議員会により監事報酬の改定を協議するものとする。